被相続人　　　　　　　　　　　様のご遺族　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福井県勝山市　市民・税務課長

**被相続人死亡に伴う税務関係書類の提出について（お願い）**

　　　　次の書類の提出を死亡届出の日から１４日以内に手続きをお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（提出締切　　　　月　　　　日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認 | 区分 | 必要書類 | 説明 |
|  | **市県民税**  ・市県民税  ・国民健康保険税 | ・市県民税に係る  代理納税義務者届  ・国民健康保健税に係る代理  納税義務者届 | ・市県民税は賦課期日（1月1日）現在の居住地で、前年中の所得に基づき課税されます。  ・亡くなられた方の納税義務はその相続人に承継されますので、相続人が複数いる場合は代表者を決めて納めていただきます。  ・手続きの際、窓口にお越しの方の本人確認が必要です。運転免許証、マイナンバーカード等をお持ちください。  ・届出が遅れた場合は、死亡届出人等を仮の代表者として通知を送付させていただきます。 |
|  | **固定資産税**  ・本人  ・共有  ・相続代表  ・納税管理人 | ・固定資産税相続人  代表者指定届出書  ・共有固定資産代表者  指定届出書 | ・固定資産税は賦課期日(1月1日)現在の不動産（土地・家屋・償却資産)所有者に対して課税されます。  ・亡くなられた方が不動産の所有者であった場合、名義変更が完了するまでの間、被相続人に係る固定資産税を納める代表者の届出が必要です。亡くなられた方の戸籍の写し（出生から死亡まで連続した戸籍）を必ず添付してください。  ・手続きの際、窓口にお越しの方の本人確認が必要です。  運転免許証、マイナンバーカード等をお持ちください。 |
|  | **軽自動車税**  ・軽自動車  ・原動機付自転車  ・小型特殊自動車 | ・軽自動車納税義務者  届出書  ・軽自動車税申告（報告）  書兼標識交付申請書 | ・軽自動車税は賦課期日（4月1日）現在の所有者（使用  者）に対して課税されます。  ・軽自動車の所有者が亡くなった場合、所有者変更手続き又は廃車の手続きが必要です。  ・手続きが完了するまでの間、代わりの納税義務者の届出が必要となります。 |
|  | **口座振替**  ・市県民　全納･期別  ・国　保　全納･期別  ・固　定　全納･期別  ・軽　自　全納･期別  ( 現登録 有・無 ) | ・勝山市市税口座振替  **解約届**⇒市民･税務課へ | ・亡くなられた方名義の口座振替を停止するため、『市税口座振替解約届』を市民･税務課 納税係へご提出下さい。  ※当該解約届は、金融機関の口座利用に影響はありません。 |
| ・勝山市市税等口座振替  **申込書**⇒金融機関へ | ・新たな口座名義人で口座振替を開始する場合は、『勝山市市税等口座振替申込書』をご希望の金融機関へご提出下さい。  ・市税の納付は、便利で確実な口座振替をご利用下さい。 |

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】〒911-8501　勝山市元町1丁目1-1  勝山市　市民・税務課　　納税・資産税・市民税係  （勝山市役所1階）　TEL　0779-88-8101　　FAX　0779-88-1119 |